東京大学法学部　履修ガイド

（2024 年度版）

2024 年 2 月

目　次

はじめに

授業の履修方法

再履修科目

キャップ制

在学期間が１年を経過してから卒業までの期間における単位修得

外国語科目

特別講義

経済学部との合併科目・類似科目

他学部科目

定期試験

はじめに

法学部の学生が履修・卒業するための情報をまとめています。簡易的にまとめている部分もありますので、必ず便覧や法学部ウェブサイト等もご確認ください。

授業の履修方法

履修にかかる手続きは主に 4 つあります。

Ⅰ．講義（法学部開講）、他学部開講科目

法学部の履修登録期間または履修確認・訂正期間に UTAS から登録をします。UTAS の「お気に入り登録」や UTOL の「受講登録」は正式な履修登録ではありませんので、必ず UTAS の「履修登録」から登録をおこなってください。正式な履修登録をしないと、定期試験は受けられません。履修登録をおこなったら、PC 版 UTAS の履修登録画面にある「履修科目控出力」より履修科目控を保存してください。

他学部開講科目であっても、法学部の学生は法学部の履修登録期間または履修確認・訂正期間に登録する必要があります。

※法学部に内定した 2 年生は、教養学部で定める履修登録期間に従ってください。

S セメスター・S1 ターム・S2 ターム・通年開講科目は S セメスターの履修登録期間（履修確認・修正期間）、A セメスター・A1 ターム・A2 ターム・W ターム開講科目は A セメスターの履修登録期間（履修確認・修正期間）に登録・修正をしてください。

A セメスターの履修登録期間（履修確認・修正期間）に通年科目を削除することはできません。

Ⅱ．演習（法学部開講）

各セメスターにおける UTAS での履修期間より前に別途申込期間を設けます。手続き等の詳細は法学部ウェブサイトで案内します。

参加を許可された演習は事務にて UTAS に履修登録をします。

Ⅲ．リサーチペイパー

4 月初旬に開催するリサーチペイパーガイダンスに出席のうえ、指定の期間に履修届を提出してください。リサーチペイパーガイダンスに出席できなかった場合には、法学部学部チーム窓口で説明を受けてください。

教員から指導許可を得ていることを示すために、履修届には指導教員の押印が必要となっています。押印はすぐにいただけない可能性もありますので、時間に余裕をもってお願いするようにしてください。

指導教員になることができる教員は以下のとおりです。

①履修中あるいは単位修得済みの演習の担当教員

②東京大学法学部の教授、准教授、特任教授、特任准教授、客員教授、客員准教授
（最新の法学部便覧で確認できます。）

リサーチペイパー履修届提出期間よりも先に演習の申込期間が始まりますので、演習は、指導をお願いしたい先生をよく検討したうえでお申し込みください。なお、第３類の学生は①以外の教員を指導教員とすることもできます。第 1 類・第 2 類の学生は、①・②ともに満たす教員に指導を依頼する必要があります。

Ⅳ．民法基礎演習

4 月 1 日時点で第２類に所属しており、かつ民法基礎演習を未修得の学生は自動的にクラスを割り振ったうえで事務にて履修登録をおこないます。

4 月 1 日時点で第１類または第３類に所属しており、民法基礎演習の履修を希望する場合には、別途、申請をしてください。

第２類の学生のうち、割り振られた曜限では履修に不都合が出る場合や、転類予定のため履修を希望しない場合等も別途手続きが必要です。

再履修科目

過年度に履修登録をしたものの単位修得ができなかったため、改めて履修登録をする科目のことを再履修科目といいます。再履修を希望する場合には必ず UTAS から履修登録をおこなってください。履修登録されていない科目の単位を修得することはできません。

開講曜限が重なる科目は通常どちらかしか履修登録ができませんが、いずれか一方または両方が再履修科目の場合は両方の科目を重複して履修登録することができます。UTAS で登録する方法はこちらをご覧ください。

なお、両方の科目を履修登録できたとしていても、定期試験の実施日程が重なっている場合は両方の科目を受験することはできないので注意してください。

再履修科目のうち、必修科目に限りキャップ制の特別措置があります。詳細は、次の「キャップ制」の項をご確認ください。

キャップ制

法学部には、履修の届出に上限を設けるいわゆるキャップ制が導入されています。法学部履修届出上限規則のとおり、3 年生以上は 1 セメスターにつき 24 単位まで履修登録することができます。再履修科目であっても、キャップ制の 24 単位の中に含める必要があります。

通年科目は S セメスターでの履修登録単位数に算入されます。たとえば、通年科目「憲法（6 単位)」を履修する場合、S セメスターで 6 単位、A セメスターで 0 単位履修登録をしたと計算されます。

再履修科目のうち必修科目に該当する科目については 10 単位を上限として 24 単位を超えた履修登録が認められます。UTAS では 24 単位を超えての登録はできませんので、希望する場合には、別途指定される方法で届け出てください。

必修科目の再履修であっても 24 単位の中に含められる場合には、UTAS から履修登録

をおこなうだけで結構です（別途指定される方法での届出は不要です)。

前述のとおり、再履修の必修科目としてキャップを超えて申請できるのは 10 単位までです。UTAS で 22 単位までしか履修登録をしていなかったとしても、必修科目の再履修として 4 単位科目を 3 つ（＝12 単位分）申請するといったことはできません。

在学期間が 1 年を経過してから卒業までの期間における単位修得

法学部規則第 10 条（4）に定められているとおり、法学部に進学してからの在学期間が 1 年を経過してから卒業までの間に 12 単位以上修得する必要があります。

・休学期間は在学期間に含まれません。留学期間は在学期間に含まれます。
・他学部科目や再履修科目の単位数も含まれます。
・留年した場合であっても、年度ごとに 12 単位以上修得する必要はありません。あくまで、在学期間が 1 年を経過した時点から卒業までの間に 12 単位以上修得すれば問題ありません。

外国語科目

第 1 類の卒業要件においては、必修科目、選択必修科目、選択科目として修得した単位のうち、外国語科目に該当する科目が 4 単位含まれる必要があります。これは、必ずしも必修科目等のほかに外国語科目を追加で修得する必要があるわけではなく、たとえば、外国語科目となっている選択必修科目（実定法）を 2 単位、演習を 2 単位修得した場合、選択必修科目（実定法）と演習でそれぞれ 2 単位修得したと同時に、外国語科目の要件としての 4 単位を満たしたとみなされるということになります。

外国語科目の一覧は、法学部ウェブサイト「授業関係」に掲示しますので、そちらを確認してください。

特別講義

特別講義は年度によって開講されるものが異なります。特別講義は各類の卒業要件における選択必修科目または選択科目として卒業に必要な単位に算入されますが、それぞれの類における科目分類については法学部ウェブサイト「授業関係」に掲示しますので、そちらを確認してください。

なお、成績優秀者表彰はこれとは異なる科目分類となります。これについても、法学部ウェブサイト「授業関係」に掲示されます。

経済学部との合併科目・類似科目

法学部では、経済学部と合併開講している科目（合併科目）や授業内容が類似している科目（類似科目）が開講されています。

合併科目は、必ず法学部科目として履修登録をしてください。経済学部科目としての履

修登録はできません。時間割コードが異なりますので、シラバスで開講学部の情報をよく確認してください。

法学部と経済学部の合併科目には２種類あります。１つは法学部が主開講の科目、もう１つは経済学部が主開講の科目です。経済学部主開講の合併科目は、金融論Ⅰ・Ⅱ、国際経済論Ⅰ・Ⅱ、国際経営Ⅰ・Ⅱ、労働経済Ⅰ・Ⅱ、統計学Ⅰ・Ⅱの 10 科目です。経済学部主開講科目は経済学部の授業日程等に従いますので、経済学部から出される情報もよく確認するようにしてください。ただし、統計学Ⅰ・Ⅱは持ち出し専門科目のため、教養学部前期課程の授業日程でおこなわれますので注意してください。

類似科目は、対応する科目のどちらか一方しか履修できませんが、原則、法学部科目として履修登録をしてください。もしも経済学部科目としての履修を希望する場合には、まずは法学部学部チームに相談してください。

	【経済学部科目】 時間割コードが 07 から始まる科目		【法学部科目】 時間割コードが 01 から始まる科目
合併	民法（２）	→	民法第２部
合併	商法（１）	→	商法第３部
合併	商法（２）	→	商法第１部
合併	商法（３）	→	商法第２部
合併	行政法	→	行政法第１部
合併	日本政治	→	日本政治
合併	日本政治史	→	日本政治外交史
合併	労働法	→	労働法
合併	経済法	→	経済法
合併	金融Ⅰ・Ⅱ	→	金融論Ⅰ・Ⅱ
合併	国際経済Ⅰ・Ⅱ	→	国際経済論Ⅰ・Ⅱ
合併	労働経済Ⅰ・Ⅱ	→	労働経済Ⅰ・Ⅱ
合併	国際経営Ⅰ・Ⅱ	→	国際経営Ⅰ・Ⅱ
合併	統計Ⅰ・Ⅱ	→	統計学Ⅰ・Ⅱ
類似	会計	→	会計学
類似	財政Ⅰ・Ⅱ	→	財政学
類似	民法（１）	→	民法第１部

他学部科目

随意科目の範囲内（10 単位）で卒業単位に含めることができます。

・他学部科目も、所属学部（法学部）の成績発表日に UTAS から成績を見られるようになります。ただし、開講学部の成績発表日が法学部の成績発表日よりも遅い場合、法学部の成績発表日を迎えてもまだ成績が見られない場合があります。

・卒業予定年度の最終セメスターにおいては、他学部開講科目の単位を含めず、法学部開講科目のみで卒業要件を満たすように履修計画を立ててください。特に A2 ターム末（９月卒業者は S2 ターム末）は、各学部・科目により採点報告締切日が異なる関係で法学部の卒業認定会議までに成績が報告されず卒業できない場合があるので注意してください。なお、各学部事務や担当教員等に対して成績報告に関する問い合わせや依頼をすることはご遠慮ください。

・W タームに開講される他学部開講科目の単位は、当該年度末の卒業認定においては随意科目として算入することができません。

・教養学部後期課程で開講している「スポーツトレーニング実習」は、随意科目の範囲内で２単位まで卒業単位に含めることができます。

定期試験

持ち出し専門科目の定期試験も本郷キャンパスで実施されます。定期試験時間表・受験者心得等をよく確認してから試験を受けてください。

経済学部との合併科目のうち、経済学部主開講科目については経済学部から出される情報を確認してください。